

品川区SDG s 宣言事業実施要綱

制定 令和6年6月10日 区長決定 要綱 229号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区SDG s 宣言事業（以下「宣言事業」という。）を実施し、本区におけるSDG s 達成に資する事業者・団体等の取組を募集し、および周知することで、SDG s の取組を一層促進させていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者・団体等 品川区内に本店、支店、営業所、商店等が所在する法人、個人事業主およびこれらで構成する団体をいう。
- (2) SDG s 2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。

(事業内容)

第3条 区がSDG s の達成に資する事業者・団体等の取組を募集し、当該取組内容を区のホームページ等で公表することで、本区におけるSDG s の取組を一層促進し、および区内外への周知、区と事業者・団体等との連携を図るものである。

(事業の対象者)

第4条 宣言事業の対象者は、SDG s への取組を現に実施し、または実施する意思のある事業者・団体等であって、次の各号のいずれかにも該当しないものとする。

- (1) 関係法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と密接な関係を有するものおよび同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、宣言事業の趣旨に基づき区長が適当でないとするもの

(宣言)

第5条 宣言事業の公表を希望する前条に規定する対象者（以下「希望者」という。）はSDG s 宣言書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、希望者から提出されたSDG s 宣言書の内容がSDG s の取組の促進に寄与すると認めるときは、希望者に対してSDG s 宣言証（第2号様式）およびステッカーを交付するものとする。
- 3 区長は、SDG s 宣言証の交付を受けた希望者（以下「宣言者」という。）の取組内容を区のホームページに掲載するとともに、その他PR媒体により区内外に広く発信する。

(報告)

第6条 宣言者は、SDG s 宣言書の取組内容に変更が生じたときは、SDG s 宣言取組内容変更届(第3号様式)を区長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、宣言者に対して取組内容の状況の報告を求めることができる。

(宣言書の取下げ)

第7条 宣言者は、SDG s 宣言書を取り下げようとするときは、SDG s 宣言取下げ申請書(第4号様式)を区長に提出するものとする。

(SDG s 宣言証の返還)

第8条 区長は、宣言者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、SDG s 宣言証を返還させるとともに、区のホームページ等への掲載を取りやめることとする。

- (1) 第4条に規定する宣言事業の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定により宣言書を取り下げたとき。
- (3) 前2号のほか、区長が必要があると認めたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、企画経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月11日から適用する。